

## 玉名市次世代育成支援行動計画

# たまな子育てプラン

### 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化が進み、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変わってきました。少子化の要因に、晩婚化・未婚化や夫婦の出生力の低下という現象が見られています。

これを背景に、平成 15 年 7 月に国、地方公共団体、事業主が一体となり次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会形成をめざして「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本市では、平成 15 年度に基礎調査を実施し、玉名市（旧玉名市・旧岱明町・旧横島町・旧天水町）の特性・実状にあった対応を図り、新しい地域づくりの基盤となる、子どもたちと子育て家庭の支援に市全体で取り組むための指針として策定しました。

### 計画策定の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に従い策定しました。合併前の旧玉名市・旧岱明町・旧横島町・旧天水町が策定した計画を一体化し、発展的に引き継ぎ、地域計画として位置づけます。

### ※「次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項」

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、10 年間の時限立法であるため次世代育成支援行動計画は、前期計画と後期計画に分かれます。

本計画の期間は、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間とします。平成 21 年度までに計画の総括的な検証を行い、22 年度から 26 年度までの 5 年間の後期計画を策定する予定です。

# 1. 計画策定の背景

国勢調査結果や県、本市の統計データ、またニーズ調査結果から、本市における少子化の動向とその特徴、計画の対象となる子ども、その保護者の状況などを明らかにしました。

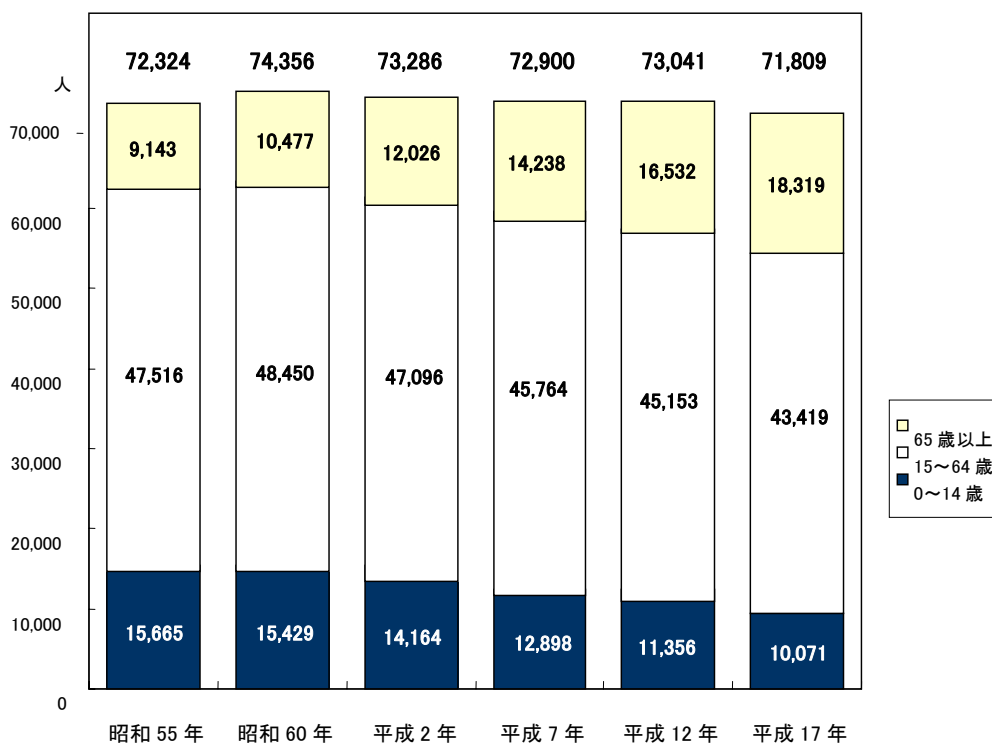
## (1) 少子化の動向

### ○少子高齢化が進展、年少人口は 14.0%に低下

玉名市においても、他の多くの市町村と同じように少子化が進展しています。総人口は、平成 17 年 10 月の旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町の 1 市 3 町の合併時には、71,809 人で総人口にしめる 0~14 歳人口（年少人口）の比率は 14.0%、15 歳~64 歳までの比率が 60.5%、65 歳以上の人口（老年人口）比率は 25.5%となっています。

また、長期にわたる子供の数の減少は、本市の経済や地域社会そのものを支える 15~64 歳人口（生産年齢人口）にも影響し、この層の数においても減少してきています。

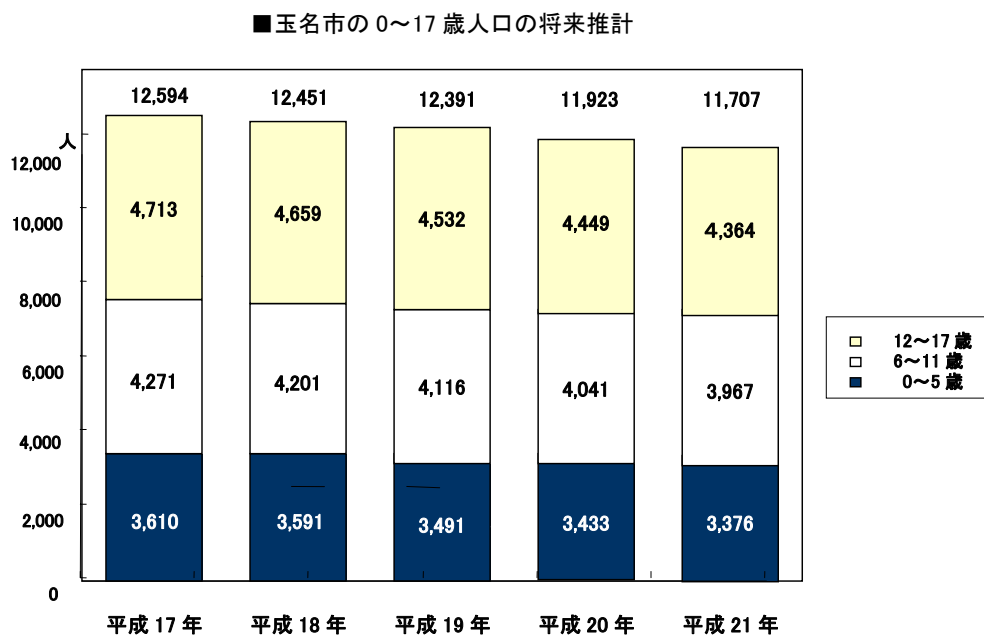
■玉名市の人口の推移



※人数は、各自治区の国勢調査結果の合算数

## ○子どもの数は、今後も減少することが見込まれる

玉名市の子ども人口が今後、どのように推移するか、市の統計データを基に推計してみると、平成17年以降も減少することが見込まれます。平成17年10月時点に比べて、平成21年は、0～5歳人口が6.5%減、6～11歳人口が7.1%減、12～17歳人口が7.4%減といずれも少なくなります。



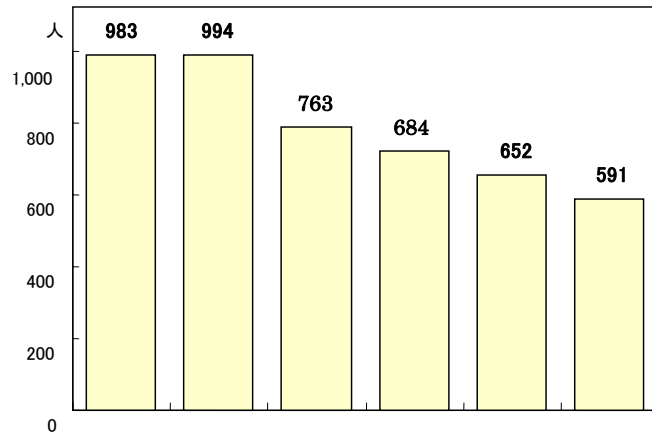
※平成17年は10月3日時点、その他は3月31日時点  
 ※平成17～19年は実数、平成20年以降は推計

## ○出生数、合計特殊出生率とも低下

本市の少子化の進展は、出生数の推移からもみることができます。昭和55年（各自治区合算）の出生数は983人でしたが、平成15年には591人と392人も少なくなっています。

また、女性が一生の間に生む子どもの平均数の目安となる合計特殊出生率も低下傾向にあり、昭和58年から平成14年まで5年間隔の平均値で推移をみると、昭和58～62年は2.03でしたが、平成10～14年は1.58まで下がっています。これは、人口を維持するのに本来必要とされる2.08を下回って推移していることとなります。

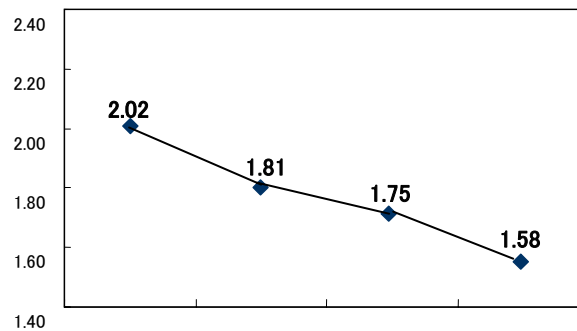
■玉名市の出生数の推移



昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成15年

※熊本県衛生統計年報（熊本県健康福祉部）から  
 ※人数は、各自治区の合計数

■玉名市の合計特殊出生率の推移



昭和58～62年 昭和63～平成4年 平成5～9年 平成10～14年

※人口動態統計特殊報告（厚生労働大臣官房統計情報部）から

## 基本理念

# 元気で！笑顔で！いきいき子育て大作戦！

玉名市の次世代を担う子どもたちが、健やかな笑顔があふれ、元気に心豊かに成長していくことが願いです。

次世代育成支援は、今の子どもたちと子育てをしている家庭を支えることと  
考え、住民の子育て意義について理解が深められ、安心して子育てができる環  
境整備に取り組みます。

子どもや家庭を取り巻く社会環境は、保護者の仕事による子育てにゆとりの  
時間がないなど厳しい状況です。

地域ぐるみで、子どもたちが、乳幼児や近所の子どもたちと触れ合う機会が  
多くなり、親自身も地域での子育て交流や子育て経験者の助言などが聞ける機  
会が増えるように、元気で！笑顔で！いきいきと子育てができる環境づくりを  
進めます。

## 基本目標

基本理念をふまえ、次世代育成支援の7つの基本目標を設定し、子育て支援  
サービスの充実に取り組みます。

### (1) 地域における子育ての支援

子育て家庭が、家庭の事情や就労などから子どもを十分に育てることがで  
きないということがないように、子育て支援・保育サービスを効果的・効率  
的に提供するとともに、質の向上を図る観点からサービスと地域のネットワ  
ークづくりを推進していきます。

#### 【施策】

- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実
- ・ 子育て支援のネットワークづくり
- ・ 児童の健全育成

### (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな成長を願い、妊娠期から出産期、養育期に親子の健康  
を目的に訪問活動や食育を推進します。また、思春期の保健対策の充実を図  
ります。

#### 【施策】

- ・ 子どもや母親の健康の確保
- ・ 食育の推進
- ・ 思春期保健対策の充実
- ・ 小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

いろいろな可能性を秘めている子どもたちに、家庭教育、学校教育を通して、また地域においては、体育指導員の協力などを得て総合型地域スポーツクラブの育成などの充実を図り、豊かな心、健やかな体の育成に努めます。

[施策]

- ・ 次代の親の育成
- ・ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・ 家庭や地域の教育力の向上
- ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

妊産婦や子どもを事故や事件から守るために、公営住宅の整備や防犯灯の設置、道路及び公共施設において段差解消やバリアフリー化を進め、安心性の向上を目指します。

[施策]

- ・ 良質な住宅の確保
- ・ 良好な住宅環境の確保
- ・ 安全な道路交通環境の整備
- ・ 安心して外出できる環境の整備
- ・ 安全・安心まちづくりの推進等

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方があるなか、保育サービスの充実、育児休暇制度など就労環境づくりを推進し男女共同による子育てを目指します。

[施策]

- ・ 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- ・ 仕事と子育ての両立の推進

(6) 子どもたちの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、交通安全教室など適切な指導、「子ども110番の家」や防犯パトロールの協力の働きかけを行います。

また、犯罪やいじめ、児童虐待により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や立ち直りを支援します。

[施策]

- ・ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待を防止するため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで関係機関が連携し取り組みを進めます。また、ひとり親家庭の支援、障害児が安心して生活できる環境づくりに努めます。

**[施策]**

- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ 母子・父子家庭の自立支援策
- ・ 障害児施策の充実

**計画の対象**

本計画は、子ども、その子どもを取り巻く行政、学校、企業、家庭、地域社会など、さまざまな主体を対象とします。

**計画の進め方**

(1) 住民参加による計画の推進

本計画を推進するためには、住民の皆さんの理解と参加が必要です。このため、この計画に関する情報を共有できるようにします。

毎年、本計画の進捗状況などを広報紙やホームページに掲載し、住民の皆さんに周知するとともに、さまざまな意見や要望などが容易に寄せられるように、住民や関係機関と連携して取り組みを推進していきます。

(2) 玉名市次世代育成支援行動計画運営協議会の設置

本計画は、住民の皆さんの参加を得て、出来上がった計画です。

玉名市次世代育成支援行動計画運営協議会を設置し、取り組みの進捗状況等の報告を行い、評価や意見をいただきながら施策・事業の推進や計画の見直しを実施していきます。

(3) 庁内の推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、市関連部署で全庁的な体制のもとに行政が行うべき事業領域を受益と負担のバランスの適正化、既存資源の有効活用を図りながら計画を推進していきます。

# 各 論

## 1. 子ども、子育て家庭への支援を 推進していくための具体的取り組み

### (1) 地域における子育ての支援

#### ア 地域における子育て支援サービスの充実

子育ての責任が親や家庭にあることは言うまでもありません。すべての子育て家庭が、家庭の事情や就労などから子どもを十分に育てることができないということがないように、子育て支援サービスのさらなる充実を図り、安心して子育てができる環境を整備していきます。

放課後児童健全育成事業は、学校との連携を密にして環境整備を図り、実施個所も拡大します。このほか、児童養護施設におけるショートステイ事業、トワイライトステイ事業についても、今後のニーズを的確に把握して受け入れ体制の整備を推進していきます。ファミリー・サポート・センター事業については、19年度から実施しています。会員数の拡大を図り、きめ細かいサービスを行います。

また、子育てに関する相談・情報提供体制についても、地域子育て支援センターの実施個所の拡大を図るとともに、19年度からつどいの広場を開設するなどして充実させています。併せて、さまざまな子育て支援サービスに関する情報を一元的に管理し、子育て家庭への情報提供やケアマネジメントなどを行う子育て支援総合コーディネート事業の実施についても検討していきます。

#### 【該当する事業等】

- 教育相談事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童健全育成事業
- ショートステイ事業
- トワイライトステイ事業（夜間養護事業）
- 乳幼児健康支援一時預かり事業
- 一時保育事業
- 幼稚園預かり保育事業
- つどいの広場事業
- 地域子育て支援センター事業

- 子育て支援総合コーディネート事業（子育て支援指導者支援事業）
- 認可外保育施設助成事業

《相談窓口：子育て支援課・学校教育課・幼稚園》

## イ 保育サービスの充実

子育て家庭の仕事と子育ての両立、また、さまざまな家庭の事情に対応するにあたっては、保育サービスが重要な役割を果たします。

現在、本市には公私立合わせて20の保育所があります。通常保育については、今後も待機児童が発生しないようサービスの提供体制の維持に努めていきます。また、延長保育、休日保育及び一時保育の拡充を図ります。

保育サービスの情報提供については、希望するサービスの選択が容易になるよう、市のホームページや広報紙、担当窓口により行っていますが、今後も新たな提供方法を考案するなどして充実に努めていきます。

さらに、サービスの質を向上させる点から、サービスを提供する側が自己評価する機会を充実させるとともに、第三者によるサービス評価制度の導入も検討します。

### 【該当する事業等】

- 通常保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 一時保育事業
- 保育サービスに関する情報提供（認可外施設に関することも）
- サービス評価の仕組み・実施

《相談窓口：子育て支援課・県玉名地域振興局福祉課》

## ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、サービスのネットワークづくりを推進していきます。

サービス情報のネットワークに関しては、あらゆる情報を一元的に管理・整理し、市のホームページに掲載するための仕組みづくりを関係機関・関係各課で検討していきます。また、母子保健推進員と保健センターが協働して「公園マップ」を作成しました。また、19年3月には子育てに関するさまざまなサービスを掲載した子育てハンドブックを作成し、健診時や児童手当等の申請時に配布をしています。

地域住民の子育て参加については、地域の関係団体等が研修などを通じて、方向性などを検討し、啓発に努めています。今後は、多くの住民で子育て家庭を支える地域のネットワークが構築できるよう支援を推進していきます。

### 【該当する事業等】

- 地域における子育て支援サービスのネットワーク
- 子育て支援サービス等の情報提供
- 地域住民への子育て参加への意識啓発
- 肥後っ子ががやきプランの推進
- すこやか親子推進部会活動
- 子育てハンドブック

《相談窓口：子育て支援課・保健センター・学校教育課・社会教育課》

## エ 児童の健全育成

少子化の進展は、子どもが遊びを通じた仲間づくりや社会性を身に付けていくことに大きく影響すると考えられます。このため、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や休日の居場所づくりを推進していきます。

現在、平成 16 年度から 3 カ年計画で、子どもの居場所づくり新プランに基づく地域子ども教室推進事業（国の委託事業）を展開しており、平成 16 年度は、玉南中学校区で各種スポーツに取り組みました。今後は、実施個所の拡大等を図るほか、いろいろな体験活動や地域住民との交流活動も取り入れていきます。

学校においては、放課後児童健全育成事業の充実を図ることに加えて、学校を開放した取り組みも検討していきます。

また、性の逸脱行動や少年非行、引きこもり、不登校等の問題への対応策としては、地域や関係機関等との連携により取り組みを推進していきます。

### 【該当する事業等】

- 地域子ども教室推進事業
- まるかキッズクラブ活動の援助
- 放課後児童健全育成事業
- 学校施設の開放
- 子育て家庭への支援
- 玉名地区学校等警察連絡協議会の設置
- 中学校生徒指導連絡協議会の設置
- 玉名市青少年育成市民会議
- ブックスタート事業

《相談窓口：学校教育課・社会教育課・子育て支援課・保健センター》

## オ その他

上記のア～エに関する施策を実施するにあたっては、地域や学校、家庭と連携を図り、高齢者の参加による世代間交流を推進するほか、空き地・空き店舗、学校の空き教室などを利用した取り組みも進めていきます。

### 【該当する事業等】

- 子育て交流会
- 学校評議員制度
- 総合的な学習の時間
- 玉名市空地空店舗対策事業
- 空き教室など、学校施設の有効利用
- 子育て家庭への支援

《相談窓口：学校教育課・商工観光課・子育て支援課・保健センター・社会教育課・県玉名地域振興局福祉課》

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### ア 子どもや母親の健康の確保

母親が安心して子どもを生み、育てるためには、母親と子どもが心身ともに健康であることが最も大切です。このため、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業のさらなる充実を図っていきます。

母子保健事業を推進するにあたっては、事業に関わる専門職員の量的確保に努めるとともに、妊産婦や新生児の訪問活動を展開している母子保健推進員と連携して、親子の健康の維持・増進を支援していきます。また、有明消防署の協力を得て、誤飲、転落・転倒、やけどなど子どもの事故を未然に防ぐための指導等も進めていきます。

さらに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」が適切に普及できるよう、夫婦で参加できる学習機会や、相談体制を充実させていきます。

#### 【該当する事業等】

- 母子保健推進員活動事業
- 母子保健事業推進のための人材確保
- 乳幼児健診、乳幼児精密健診
- 新生児、乳幼児訪問指導
- 地区担当保健師の紹介
- 保健師・栄養士による保健指導
- 子育て相談、子育て学習会
- 子育て講演会
- 事故防止・応急手当の方法の集団指導
- プレパパ・プレママ学級（19年度から親育ち支援プログラム事業に移行）
- 母子・父子手帳交付及び両親学級
- 妊産婦相談、訪問指導
- 予防接種事業
- 妊婦健康診査
- 3歳児虫歯ゼロ表彰
- 妊婦高血圧症、貧血についての学習会

《相談窓口：保健センター・医師会・歯科医師会・薬剤師会・消防署・  
看護協会・栄養士会》

## イ 「食育」の推進

子どもの心身の健やかな成長を図るためには、幼いころから正しい食事の摂り方や食習慣を定着させることが大切です。また、家族のよりよい関係を構築し、維持していくためには日ごろの食事をする環境を見直していく必要があります。このため、学校、地域、家庭と連携し、食を通じたさまざまな取り組みを推進していきます。

乳幼児期から正しい食習慣を定着させるという観点から、離乳食教室や親と子の料理教室などを実施しています。学校における給食をはじめとした栄養教育等とともに、さらなる食育の推進を図っていきます。

また、食物を大切にするという観点では、子どもの体験農業学習の推進体制を整備していきます。

### 【該当する事業等】

- 体験農業学習
- 農業教育現地支援活動事業
- 離乳食教室、おやつを試食
- 親と子の料理教室
- 小学生対象の食の話・調理実習
- 担当教諭・学校栄養職員による食教育活動
- 玉名市ヘルスマイト協議会活動
- 乳幼児健診

《相談窓口：保健センター・農林水産課・学校教育課・医師会・栄養士会》

## ウ 思春期保健対策の充実

思春期における人工中絶、性感染症罹患等の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めていきます。

小・中学校では、保健分野の授業を通じて、喫煙や飲酒、薬物などの有害性についても指導しています。

また、子どもの心の問題に関しては、適応指導教室指導員活用事業、スクールカウンセラー事業、教育相談事業などで対応しています。これらの相談体制の周知に努めるとともに、さらなる充実を図っていきます。

### 【該当する事業等】

- 学校の教科での指導
- 適応指導教室指導員活用事業、スクールカウンセラー事業、教育相談事業など
- まちの保健室「イコイバ」
- 児童・生徒の心のアドバイザー事業

《相談窓口：学校教育課・保健センター・有明保健所・看護協会有明支部・医師会》

## エ 小児医療の充実

子どもを安心して生み、健やかに育てるまちづくりの基盤となるのが、安心感の高い地域の小児医療体制です。小児医療は緊急を要するが多いため、今後、24時間対応できる体制の確立を目指します。

### 【該当する事業等】

- 病院群輪番制病院運営事業

《相談窓口：公立玉名中央病院・医師会・地域医療センター》

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと、また、子どもを生き育てることの意義を、母子保健、男女共同参画、学校教育の視点から、これから家庭をもち、人の親となる若い世代に伝えていきます。

本市においては、広く市民を対象にした「子育てに関する講座」、妊娠中・後期の妊婦とその家族を対象にした「親育ち支援プログラム事業」などを通じて啓発しています。また、中学校においては、職場体験学習やボランティア学習で、生徒と幼児がふれあう機会をもうけて、子ども、家庭の大切さを肌で感じ取らせています。今後も、これらの取り組みを継続し、充実を図っていきます。

#### 【該当する事業等】

- 親育ち支援プログラム事業
- 玉名市男女共同参画計画の推進
- 職場体験学習
- ボランティア学習
- 「広報たまな」の活用

《相談窓口：総務課・保健センター・学校教育課》

## イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもは、いろいろな可能性を秘めています。今後も予想される厳しい社会状況の中で、夢の実現に向かい、たくましく生き抜く力を育むことができるよう、学校において、子ども一人ひとりの学力を向上させるとともに、豊かな心、健やかな体の育成に努めていきます。これらの取り組みを推進するにあたっては、家庭、地域、関係機関等との密な連携を図っていきます。

また、子ども、家庭、地域から、より信頼される学校となるよう、教職員の資質向上を図るための方策や、安全性に配慮した設備を充実させていきます。

このほか、子どもが幼児教育から学校教育に円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制づくりも進めていきます。

### 【該当する事業等】

- ティームティーチング教育
- 総合的な学習の時間
- 教育相談事業
- 適応指導教室指導員活用事業
- スクールカウンセラー事業
- 子どもと親の相談員活用事業
- 各学校での部活動への支援
- 学校評議員制度
- 教員・保育士等の資質の向上
- 学校施設の整備
- 学校の安全管理における地域連携
- 就学前教育機関との連携の確保
- その他（教育・保育内容、指導・援助方法の工夫改善、障害のある子どもの教育の推進、幼稚園におけるティーム保育の導入）
- あいさつ運動

《相談窓口：学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課・子育て支援課》

## ウ 家庭や地域の教育力の向上

家庭における教育は、すべての教育の出発点で、子どもの心身の健やかな成長を育むうえで、大きな役割を果たします。本市では平成 16 年度に「家庭教育憲章」を制定しました。この憲章のもと、地域、就学前教育機関、学校、家庭等が連携・協力し合って、家庭教育の向上を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進していきます。

地域においては、体育施設の利用を促進するとともに、体育協会や体育指導委員の協力を得て総合型地域スポーツクラブの育成強化を図り、子どもの豊かな人間性やたくましく生きるための体力を育てていきます。このほか、学校施設を開放した取り組みなども検討していきます。

### 【該当する事業等】

- 家庭教育憲章の策定
- 就学時健診
- つどいの広場事業
- 総合型地域スポーツクラブの育成強化
- 体育施設の効果的利用促進
- 体育協会などの体育関係団体の育成強化および指導者の養成と確保
- 各学校での部活動
- 学校施設の開放
- 玉名市青少年育成市民会議
- その他（教育・保育条件の整備、幼稚園と保育所の施設の共有化、開かれた幼稚園・保育所づくり、保護者間での交流機会の充実）

《相談窓口：学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課》

## エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもへの悪影響が懸念される図書等の浄化を目指し、毎年 7 月を「社会を明るくする運動」の強調月間にあて、関係機関や関係団体で組織する市実施委員会が、広報・啓発、点検などを行っています。今後もより効果的な運動が展開されるよう、組織内の連携を密にしていきます。

### 【該当する事業等】

- 社会を明るくする運動

《相談窓口：社会教育課》

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

### ア 良質な住宅の確保

市営住宅の入居について、最近では若い夫婦世帯をはじめ、母子世帯、高齢者世帯の応募が増えてきています。本市では、住戸面積が広く、使い勝手のよい良好な住環境を確保するため、近年は、そのような特徴を備えた山田、住吉、南大門、三ツ川の4つの団地を建設しています。三ツ川団地に関しては、小学校改築工事との整合性を図るとともに過疎化対策の試みとして一部の住宅（30戸中12戸）で、多子世帯向けの優先入居を実施しました。

既存の住宅については、平成14年度に策定した市営住宅ストック総合改善計画に基づき、老朽化した住宅の建て替えや安全性などを向上させるための改善を推進しています。

今後は、若い世帯を含めた定住促進の観点から、地域の空き家情報などを発信することなども検討し、よりよい住環境の確保に努めていきます。

#### 【該当する事業等】

- 公営住宅整備事業
- 公営住宅ストック総合改善事業など
- 公営住宅管理、空き家情報の発信

《相談窓口：住宅課》

### イ 良好な居住環境の確保

少子高齢社会が進展する中で、子育て世帯、高齢者世帯の利便性に配慮する観点から、これから建設する市営団地については、子育て支援施設などの福祉施設の併設も視野に入れた計画を進めることにしています。

また、室内空気環境の安全を確保する観点から、シックハウス対策も推進していきます（三ツ川団地は対応済み）。

#### 【該当する事業等】

- 公営住宅整備事業
- シックハウス対策の推進

《相談窓口：住宅課》

## ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの保護者等を含めたすべての人が安全・安心に通行できる道路交通環境を整備するため、歩道のない市道においては歩道の新設を、街路においては幅が広く段差をなくした歩道の設置を進めていきます。また、死傷発生割合が高い「あんしん歩行エリア」においては、危険個所を把握した後、沿線に建物が密集して歩道の新設できない地域に歩道の役割をもたせた路側帯を設けるなど年次計画で検討し、整備を進めていきます。

このほか、交通危険個所については、道路状況に応じてガードレールやセーフティパイプ、区画線、カーブミラー、防犯灯などの交通安全施設を設置していますが、今後も市民の安全性の向上を目指し、推進していきます。

### 【該当する事業等】

- 市道の歩道新設工事
- 街路事業
- まちづくり交付金
- あんしん歩行エリアでの路側帯設置
- 交通安全対策特別交付金による交通安全施設の設置

《相談窓口：区長・総務課・土木課・都市計画課》

## エ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や子ども連れを含めたすべての人が安心して外出できるよう、道路や公共施設において段差を解消するなど、バリアフリー化を推進していきます。

近年建設した市民体育館、市福祉センター、高齢者支援センターなどはバリアフリー、またはユニバーサルデザインを導入しています。施設内のトイレについても、子育て世帯などすべての人に配慮して整備しています。今後、都市公園等も含めてだれもが利用しやすい施設環境づくりを進めていきます。

また、民間事業者が建築する建物についてもユニバーサルデザインの導入を働きかけており、今後も推進していきます。このほか、市道や街路においても歩道のフラット化を進めています。

このような、バリアフリー施設の情報を1つにまとめた形で市民に提供することは現段階で行っていませんが、今後、実施する方向で関係各課と提供体制や提供方法を検討していきます。

### 【該当する事業等】

- 公共建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの適用
- ユニバーサルデザイン建築物整備推進事業
- 歩道の段差解消
- 街路事業
- まちづくり交付金
- 玉名市空地空店舗対策事業
- コミュニティ施設活用商店街活性化事業
- 都市公園への多目的トイレの設置
- バリアフリー情報の提供

《相談窓口：区長・住宅課・土木課・都市計画課・商工観光課》

## オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進していきます。防犯灯は、駅前駐輪場や公園などに設置しており、各行政区、小中学校の通学路については要望に応じ、市防犯協会を通じて補助を行っています。

市営住宅については、防犯設備等の整備を推進し、効果が高いものは民間住宅への普及促進を図っていきます。

### 【該当する事業等】

- 防犯灯の設置
- 防犯灯設置に対する補助
- 駅前駐輪場の防犯灯設置
- 市営住宅の防犯設備の整備
- 駅前パトロール運営補助

《相談窓口：区長・都市計画課・総務課・住宅課》

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が仕事と家庭生活のバランスをとるために、多様な働き方の選択・見直しができるよう、また、職場優先、性別役割分担といった意識を解消できるよう、男女共同参画の視点から啓発するとともに、地域の民間企業、商工会議所などと連携し、働きやすい環境づくりを進めていきます。

#### 【該当する事業等】

- 地域企業などの働き方の見直しを推進する取り組み
- 玉名市男女共同参画計画の推進

《相談窓口：総務課・商工観光課・子育て支援課・玉名商工会議所》

### イ 仕事と子育ての両立の推進

子育てが家庭が、仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスや、放課後児童健全育成事業をはじめとした子育て支援サービスの充実を図っていきます。

#### 【該当する事業等】

- 乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型・派遣型・施設型）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童健全育成事業
- ショートステイ・夜間養護事業
- 一時保育・特定保育事業
- 幼稚園預かり保育事業

《相談窓口：子育て支援課・学校教育課》

## (6) 子ども等の安全の確保

### ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所、幼稚園、学校において交通安全教育を推進していきます。保育所・幼稚園においては、子どもに適切な指導ができるよう、毎年、県交通安全推進連盟が開催する幼児交通安全クラブリーダーなどの研修会に、保育士、幼稚園教諭が参加しています。

また、学校の交通安全教育では、子どもに加えて、新たに保護者が学習する機会をもうけます。さらに交通事故発生個所等を記した「ヒヤリ地図」作成にも取り組むことにしています。

上記の取り組みを、玉名地区交通安全協会が実施しているチャイルドシートとベストの貸し出しの広報等と併せて、今後、推進していきます。

#### 【該当する事業等】

- 幼児交通安全クラブリーダーなど研修会への参加
- 各学校での交通安全教育
- チャイルドシート・ベストの貸し出し

《相談窓口：総務課・学校教育課・玉名警察署・交通安全協会・消防署・医師会》

## イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、市民や関係機関等の防犯活動を推進していきます。

市民の防犯パトロールに関しては、玉名駅前パトロールセンター運営協議会をはじめ、各学校PTA等が活動しています。今後、ボランティア団体を含めたそれぞれの活動状況を把握し、よりよい活動が展開されるよう的確な支援を行っていきます。併せて、市PTAが実施している「子ども110番の家」協力の働きかけについても積極的に支援していきます。

### 【該当する事業等】

- 警察からの情報の周知
- 玉名地区学校等警察連絡協議会
- 民間防犯パトロール組織の活動支援
- 防犯パトロール活動の支援または整備
- 不審者侵入などに対する危機管理講話、訓練
- 防犯講習会の実施
- 子ども110番ポスター掲示（緊急避難所設置の依頼）

《相談窓口：区長・学校教育課・総務課・玉名警察署》

## ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や立ち直りを支援するため、教育相談事業、適応指導教室指導員活用事業、スクールカウンセラー事業を展開しています。今後も、より効果が高まるよう各事業の充実を図ることはもちろん、事業間のネットワークづくりを推進していきます。

### 【該当する事業等】

- 教育相談事業
- 適応指導教室指導員活用事業
- スクールカウンセラー事業
- 子どもと親の相談員活用事業

《相談窓口：学校教育課・玉名警察署・県医師会・保健センター・医療機関・子育て支援課・県玉名地域振興局福祉課》

## (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### ア 児童虐待防止対策の充実

虐待事例報告件数は、平成 14 年度が 2 件、15 年度が 4 件、16 年度（7 月 23 日時点）が 1 件（相談件数 5 件）となっており、本市でも児童虐待を深刻な社会問題としてとらえています。

本市においては、児童虐待を防止し、すべての子どもの心身の健やかな成長、社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで福祉、保健、教育、医療などあらゆる分野が関係して取り組みを進めています。今後は、それぞれの取り組みが連携した市独自のネットワークを構築し、虐待を未然に防ぐとともに迅速な対応を図っていきます。

#### 【該当する事業等】

- 虐待事例の相談・報告受付
- 教育相談事業
- 適応指導教室指導員活用事業
- スクールカウンセラー事業
- 子どもと親の相談員活用事業
- ケースの相談・訪問事業
- こんにちは赤ちゃん事業（母子保健推進員・委託助産師及び保健師による新生児訪問・産婦訪問）
- 育児学級（さくらんぼ学級）
- 乳幼児健診
- 児童虐待防止ネットワークの構築

《相談窓口：玉名警察署・県医師会・市内小学校、中学校・学校教育課・社会教育課・子育て支援課・保健センター・区長・民生委員・児童委員・母子保健推進員・医療機関》

## イ 母子・父子家庭の自立支援策

近年、離婚の増加により、母子家庭等の保育所入所児童数、また申し込みが増えています。

離婚したと言っても、親の子育ての責任の重さに変わりはありません。すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進する観点から、ひとり親家庭の自立を促すための就労支援をはじめとした取り組みを推進していきます。

### 【該当する事業等】

- 子育て短期支援事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 保育所入所に際しての配慮
- 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定と高等職業訓練促進給付事業
- 母子自立支援給付金事業
- 就業促進のため民間事業者へ協力要請
- 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮
- 母子家庭などに対する相談体制や情報提供体制の充実

《相談窓口：子育て支援課》

## ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防、併せて早期発見・治療を推進するため、妊婦や乳幼児を対象にした健康診査、学校における健康診断の充実を図っていきます。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、医療、福祉、教育等の分野が連携して就学支援に取り組みます。また、療育につなぐ際の支援も行っています。今後もサークルの活動がより充実するよう、サポートしていきます。

### 【該当する事業等】

- 妊婦・乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の推進
- 障害児の就学支援
- 市民サークルの活動支援
- ADHD等児童への適切な教育の推進
- 保育所・幼稚園における障害児の受け入れ
- 各種子育て支援事業との連携
- 放課後児童健全育成事業の支援

《相談窓口：福祉課・保健センター・学校教育課・子育て支援課・有明地域療育センター》